

鳥取県告示第480号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務、委任を受けた出納員及び委任期間

次の表の左欄に掲げる事務を同表の中欄に掲げる出納員にそれぞれ同表の右欄に掲げる期間委任させる。

委任させた事務	委任を受けた出納員	委任期間
認知症介護制度人材育成研修のテキスト代金の収納事務	鳥取県福祉保健部長寿社会課 副主幹 植木 芳美 主事 毛利 徳敬	平成21年7月11日から平成22年3月31日まで
鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第31号及び第55号の2に規定する手数料の収納事務	鳥取県福祉保健部医療指導課 主幹 西田 秋美	平成21年7月11日から同月24日まで
河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく原因者負担金の収納事務	鳥取県県土整備部河川課 課長 桑田 明仁 課長補佐兼主幹 福田 成生 主事 中嶋 浩一	平成21年7月11日から平成22年3月31日まで
久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成14年（ワ）第182号）の債権に係る収納事務	鳥取県県土整備部治山砂防課 課長補佐兼主幹 廣岡 靖彦 副主幹 瀬村 正樹 主事 柏木 将吾	〃
(1) 赤碕港の国有財産の使用に係る 既往占用料支払債務確認書に基づく 既往占用料 (2) 鳥取港千代ポートパーク既往使用料の収納事務	鳥取県県土整備部空港港湾課 副主幹 青木 晃 副主幹 杉原 孝治	〃
鳥取県教育職員免許法認定講習会に係る資料代の収納事務	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 副主幹 端本 信昭	平成21年8月1日から同月28日まで
文化財課が発行する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務	鳥取県教育委員会事務局文化財課 課長補佐兼主幹 植木 敏郎	平成21年7月11日から平成22年3月31日まで

2 廃止する告示

次に掲げる告示は、平成21年7月10日限り廃止する。

- (1) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第243号）
- (2) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第290号）
- (3) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第291号）
- (4) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第394号）
- (5) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第397号）
- (6) 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（平成21年鳥取県告示第419号）